

甲種防火管理新規講習実施要項

1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火対象物の防火管理に関する講習を実施し、防火管理者の資格を付与すること。

2 講習区分

甲種防火管理新規講習

3 受講対象者

防火管理者を定めなければならない防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある方

4 講習日時

- (1) 令和8年7月22日（水）9時30分から16時30分まで
※（受付は8時50分から9時30分まで）
- (2) 令和8年7月23日（木）9時00分から15時50分
※2日間の受講が必要です。

5 講習場所

柳井市柳井3718番地

柳井市文化福祉会館 2階大会議室（別添1案内図参照）

6 受講手続き

甲種防火管理新規講習受講申込書に必要な事項を記入のうえ、電子メール又は柳井地区広域消防本部予防課若しくは最寄りの消防署、出張所に申し込んでください。

(E-mail: shidou@yanai119.jp)

7 受付期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月30日（火）まで

8 受講費用

4,100円（テキスト代）※税込み

受講費用は現金のみとなります。講習当日に受付でお支払いください。
釣銭の用意がありませんので、おつりがないようにご準備ください。

9 講習日程

別添2講習時間割のとおり

1 0 講習科目の一部免除

- (1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方、自衛消防業務講習の課程を修了している方については、別添講習時間割のうち、「防火管理の意義と制度の概要Ⅰ」及び「防火管理の意義と制度の概要Ⅱ」の受講免除を受けることができます。
- (2) 講習科目の一部免除を受ける方は、受講申込書に免状又は修了証の写しを添付してください。

1 1 その他

- (1) 受付時に、顔写真が入った身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してください。
- (2) 7月23日（2日目）の講習は消火器、屋内消火栓の取扱い訓練を実施しますので、動きやすい服装、履物で受講してください。また、屋内消火栓の取扱い訓練時に手袋（軍手可）が必要となりますので、御持参ください。
- (3) 昼食は各自で御用意ください。
- (4) お勤めの事業所において、従前の防火管理者が消防計画を作成している場合は消防計画を御持参ください。
- (5) 申込者が60名に達した時点で申し込みを締め切らせていただきます。
- (6) 災害等発生時は、中止又は延期になる場合があります。
※中止又は延期の際は、当消防組合ホームページに掲載します。

(7) 問合わせ先

〒742-0031

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 予防課指導係 担当：廣田

TEL (0820) 23-7774

FAX (0820) 23-4503

E-mail: shidou@yanail19.jp

ホームページ <https://www.yanail19.jp/>

